

労働安全衛生法令関係質疑応答集

金沢労働基準協会 「令和6年度改正労働法令説明会」

労働安全衛生法令関係質疑応答集

会員からの労働相談コーナー (金沢労働基準監督署回答)

※相談事例中にある業種・規模などの個別事業場の問題は、その業種・規模などによる問題の場合がありますので、個別の事業場に関する質問は金沢労働基準監督署に必ずお問い合わせください。

令和7年2月20日(木)

石川県地場産業振興センター新館5階 第12研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010)

労働安全衛生法令関係質疑応答集

会員からの労働相談コーナー(金沢労働基準監督署回答) 目次	
Q&A1)	危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方の保護措置の範囲について
(問1)	令和5年4月からの個人事業者や一人親方に対して健康障害防止義務の内容と令和7年4月からの安全確保の一定の保護措置の内容
(問2)	令和5年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列挙するとどうなるのか
(問3)	令和7年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列挙するとどうなるのか
(問4)	建設工事の各種工事を請け負う下請事業者の措置義務を元請会社へ委任の可否。
Q&A2)	危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方に対する措置義務について(改正部分以外の法適用)
(問1)	労働安全衛生規則等関係省令についての令和7年からの改正条項以外の条項についての一人親方等の個人事業者への適用
(問2)	今回改正された有機溶剤中毒予防規則第18条第3項や第5項のように「配慮しなければならない」の規定の罰則と労働基準監督署の「是正勧告書」の交付
(問3)	労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等の労災事故についての労働基準監督署の災害調査や労働基準監督署への報告
Q&A3)	個人事業者や一人親方の就業制限業務への就業について
(問)	労働安全衛生法の就業制限規定は、個人事業者や一人親方にも適用され、就業には資格が必要か
Q&A4)	安全管理者選任時講習と衛生推進者講習
(問)	安全管理者選任時講習受講者は、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者に選任できるか。
Q&A5)	衛生推進者の代わりに安全衛生推進者選任の可否と選任表示
(問1)	衛生推進者要選任事業場が安全衛生推進者を選任することの可否
(問2)	その場合、選任表示はどうなるのか。安全管理体制表で表示しても良いか
(問3)	氏名選任周知の方法は、安全衛生管理体制表示や電子ファイル周知の可否
Q&A6)	安全管理者選任時講習と衛生推進者講習
(問)	安全管理者選任時講習受講者は、衛生推進者講習受講で、安全衛生推進者に選任できるか。
Q&A7)	経常共同企業体の統括管理について
(問)	経常共同企業体の建設工事で、施工管理のすべてをj経常企業体の代表企業ではなく、構成企業の中の1社だけで行っている場合、建設業法や安衛法上で法律的問題
Q&A8)	経常共同企業体の労災保険について
(問)	複数の異なる企業等が共同で事業を行う共同企業体の建設工事の事業について、労災保険の一括有期事業としての取扱い
Q&A9)	電動丸鋸盤等の回転工具使用時の手袋の使用禁止について
(問)	回転工具使用時に使用禁止される手袋の範囲
Q&A10)	釘打ち機、電動ドライバー、電動ドリル等電動工具の起因物の分類と電動工具で手を打ち抜く事故の型の分類について
(問)	電動ドライバー、電動ドリル、電動ハンマー等電動工具による災害統計の起因物と事故の型
Q&A11)	通勤災害の経路についての質問
(問)	会社に届出されている通勤ルートと異なる事故でも(一本道がずれている程度であれば)労災扱いとなりますか。
Q&A12)	粉じん作業かどうかを教えてください。
(問)	堆肥を製造過程で下水汚泥や牛ふんをホイローダーを使って切り返したため、細かい粉が舞い上がる場合、法的な粉じん障害を防止する措置や配慮が必要か

労働安全衛生法令関係質疑応答集

会員からの労働相談コーナー(金沢労働基準監督署回答)

Q&A1) 危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方の保護措置の範囲について

(問1) 令和5年4月から危険有害な作業が行われる構内で働く個人事業者や一人親方に対して健康障害防止義務が、令和7年4月から安全確保の一定の保護措置が義務付けられるというのは、どのような措置義務が課せられるのでしょうか。

(答1) 改正により義務付けられるのは、次の労働安全衛生法の措置義務です。これらの措置が必要な作業・業務を行う場合は、業種規模に関わらず、下請事業者や一人親方に対しても措置が義務付けられますが、元方の管理責任とは違い、あくまで規則改正された危険有害業務にかかる健康障害防止措置義務と「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置義務です。

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(問2) 令和5年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列举するとどうなるのか

(答2) まず、令和5年からの労働衛生関係では、有害物質を取り扱う作業場の掲示義務を中心に当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課され、当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課されました。

(1) 健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア 設備の稼働に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備を設け、一定の条件の下に稼働させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、請負人のみが業務又は作業を行うときは、これらの設備を一定の条件の下に稼働させること等について配慮しなければならないこととされました。

イ 設備の使用等に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、保護具等の保管設備、汚染を洗浄するための設備、遠隔操作のための隔離室等を設け、労働者に使用させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負われました。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

ウ 設備の整備等に係る措置に関する配慮義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、業務又は作業に係る設備や原材料等について、一定の措置を講ずる義務があるところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に関してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととされました。

エ 設備の設置等に関する義務及び配慮義務の新設

事業者は、潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、又は当該設備に関して必要な措置を講ずる義務があるところ、その業務の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこと又は請負人もこれらの措置の対象としなければならないこととされました。

(2) 作業実施上の健康障害防止(作業方法、保護具使用等)に係る規定の改正

ア 作業方法に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、一定の作業方法による義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、一定の作業方法により当該業務又は作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

イ 特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、その業務又は作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、その業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

ウ 特定の場所における保護具使用の必要性に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、その業務又は作業を行う場所で作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

エ 汚染の除去等に関する周知義務の新設

事業者は、特定の危険有害業務又は作業に関して労働者が有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をさせる義務があるところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をする必要がある旨を周知させなければならないこととされました。

オ 特定の疾病罹患時等の作業従事禁止に関する周知義務の新設

事業者は、特定の疾病に罹患等している労働者を、特定の危険有害業務又は作業に従事させてはならないところ、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に対し、特定の疾病に罹患等しているときは、特定の危険有害業務又は作業に従事してはならない旨を周知させなければならないこととされました。

(3) 場所に関わる健康障害防止(立入禁止、退避等)に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

事業者は、特定の危険有害な環境にある場所、特定の危険有害な物を取り扱う場所又は特定の危険有害な物が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、その場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととされました。

イ 事故等発生時の退避の対象拡大

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に健康障害のおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととされました。

ウ 特定の場所での喫煙及び飲食の禁止の対象拡大

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場

労働安全衛生法令関係質疑応答集

所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

エ 特定の場所における入退出時等に講ずる措置の対象拡大

事業者は、特定の場所に労働者を立ち入らせるとき、特定の場所から労働者を退出させるとき等は、一定の措置を講ずる義務があるところ、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を当該措置の対象としなければならないこととされました。

(4)有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、必要な事項について労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示しなければならないこととされました。

イ 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する義務があるところ、掲示すべき事項のうち、「特定の有害物の人体に及ぼす作用」を「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めるとともに、「保護具を使用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加されました。

ウ 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大

事業者が有害物の有害性等を掲示しなければならない義務は、有機則、特化則、石綿則に規定されていたところ、改正安衛則(ダイオキシン類関係)、改正鉛則、改正四アルキル鉛則及び改正粉じん則にも同様の規定を設けられました。

エ 特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、特定の場所について、装置故障時の連絡方法、事故発生時の応急措置等必要な事項を労働者が見やすい箇所に掲示又は明示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示又は明示しなければならないこととされました。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、その場所で作業に従事する者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととされました。

イ 労働者以外の者による喫煙及び飲食禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では喫煙又は飲食してはならないとされているところ、(3)ウにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、喫煙又は飲食してはならないこととされました。

ウ 特定の場所における入退出時の汚染等の除去義務の対象拡大

労働者は、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去する義務があるところ、労働者以外の者も含め、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去しなければならないこととされました。

(問3) 令和7年からの労働安全衛生規則等の改正された事項を列挙するとどうなるのか

(答3) 次に令和7年4月からの安全関係では、機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務(ただし、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限る。)を課すこととし、具体的には次の事項を改正したもの。

なお、この改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた内容に変更が生じるものではないこと。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

(1) 場所に関わる危険の防止(立入禁止、退避等)に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大

事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除きその場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととされました。

イ 特定の箇所への搭乗禁止の対象拡大

事業者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に労働者を搭乗させてはならないとされているところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、危険な箇所に搭乗することを禁止しなければならないこととされました。

ウ 事故等発生時の退避の対象拡大

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととされました。

エ 退避に関連する措置の対象拡大

事業者は、退避に関連する措置として、避難用器具などについて労働者の人数分以上の備付けや労働者に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施などの義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならないこととされました。

オ 特定の場所での火気使用の禁止の対象拡大

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙など火気を使用することを禁止する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、その場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならないこととされました。

カ 悪天候時の作業禁止の対象拡大

事業者は、悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、作業に労働者を従事させてはならないとされているところ、労働者以外の者も含めて、悪天候時にその作業を行わせてはならないこととされました。

キ 表示による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、化学設備(配管を除く。)に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について労働者が見やすい位置に表示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい位置に表示しなければならないこととされました。

(2) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととされました。

イ 労働者以外の者による特定の設備使用の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では踏切橋や昇降するための設備などを使用しなければならないとされているところ、労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、当該設備を使用しなければならないこととされました。

ウ 労働者以外の者による搭乗禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所に搭乗してはならないとされているところ、(1)イにより新たに搭乗禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、その場所で作業に従事する者は、搭乗してはならないこととされました。

エ 労働者以外の者による火気使用禁止の遵守義務の対象拡大

労働者は、特定の場所では火気を使用してはならないとされているところ、新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、火気を使用してはならないこととされました。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

(問4) 建設工事に関して、元請会社から内装工事や配管工事、浴槽設備工事、塗装工事を請け負う事業者であるが、この工事の作業を一人親方の職人に請け負ってもらっているが、工事の進捗は元請会社が管理しており、立入禁止すべき場所や時間、換気などの配慮も周知する時期も元請会社でなければ分からず、いちいち教えて貰って措置するよりも元請会社に任せては駄目か。

(答4) 事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。換気などの配慮も周知する時期も元請会社から教えて貰って措置する必要があります。元請会社に任せてはいけません。

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

ただし、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

Q&A2) 危険有害業務に従事する下請事業者や一人親方に対する措置義務について(改正部分以外の法適用)

(問1) 令和7年からの労働安全衛生規則等関係省令の改正については、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として改正されたものと聞いたが、労働安全衛生規則、ボイラー等安全規則、クレーン等安全規則及びゴンドラ安全規則なども今回改正された条項以外の条項については、これまでどおり一人親方等の個人事業者には適用されないものと解してよろしいか。

たとえば、一人親方に使用させる足場や、一人親方が使用する電動丸鋸盤には安衛則の規制は適用されないものと解してよろしいか。

(答1) 令和5年と令和7年の労働安全衛生規則等関係省令の改正については、改正の趣旨として、現行の法第22条の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶと最高裁で判決されたことから、一人親方等に係る保護措置については、法改正を必要とするなく、同条に係る省令の規定を改正することとしたものである。また、「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置については、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者に措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はなく、安衛法第22条以外の条文に関しても、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対して、労働者と同等の保護措置を図る必要があるとされたものです。

機械等による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険を防止するため、これらの危険に係る業務又は作業を行う事業者に対して、その危険に係る業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課せられたものです。

この措置義務は、場所の管理権原に基づく立入禁止や退避等に係るものに限られており、「災害発生時等の作業場所からの退避」や「立入禁止等」の措置以外の条項は、あくまで労働者保護の規定であるので、これまでどおり一人親方等の個人事業者には適用されないことになり、設問の一人親方に使用させる足場や、一人親方が使用する電動丸鋸盤には安衛則の規制は適用されません。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

ただし、一人親方等について、客観的事実に照らした労働者性の有無を個別具体的に判断し、労働者性が認められる場合は、事業者となる関係請負人に部分以外の労働安全衛生法及び関係省令の条文が適用されます。

(問2) 今回改正された労働安全衛生規則等の規定の措置義務は、労働安全衛生法第20条と第22条の罰則の適用があるが、有機溶剤中毒予防規則第18条第3項や第5項のように「配慮しなければならない」の規定も罰則の適用がありますか。

労働者と同じように労働基準監督官から配慮していないことについて「是正勧告書」を受けることがありますか。

(答2) 有機溶剤中毒予防規則第18条第3項や第5項のような「配慮しなければならない」の規定も労働安全衛生法第20条と第22条の罰則の適用があり、「配慮していない」事実があれば、法違反となる。

法違反があれば、労働基準監督官から是正勧告される。

(問3) 労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等の労災事故に対しては、労働基準監督署は災害調査や司法捜査を行うことになるのか。一人親方等の労災事故は労働基準監督署に報告しなければならないのか。

(答3) 労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等の労災事故に対しても、労働基準監督署は行政上の必要があれば災害調査を行い、法令違反の事実が疑われれば司法捜査を行うことになる。一人親方等の労災事故は、労働死傷病報告の提出義務はなく、労働基準監督署に報告しなければならないものではないが、事故に係る法違反の事実を隠ぺいしたとされても困るので、規定にかかる事故は連絡されたい。

Q&A3) 個人事業者や一人親方の就業制限業務への就業について

(問1) 労働安全衛生法の就業制限業務については、建設業の一人親方やその他の個人事業者も免許や技能講習修了資格がないと仕事につけないと聞きましたが、そうでしょうか。

その場合、労働安全衛生法の就業制限に違反して無資格の一人親方や個人事業者がその就業制限業務に就いた場合は、その一人親方や個人事業者が処罰を受けるのでしょうか。

(答1) 労働安全衛生法では、クレーンの運転、潜水の業務など特に危険有害性が高く、大きな労働災害に結び付くおそれのある一定の業務について、都道府県労働局長の免許を受けた者、技能講習を修了した者など資格を有する者でなければその業務に就かせてはならないと定めています。

安衛法第61条第1項の「就業制限」といいます。就業制限業務に就くことができる資格者以外の者は、当該業務を行ってはならないと定めていますので、一人親方や個人事業主であっても、また一人作業であっても資格が必要となります(同条第2項)。

処罰を受けるのは、法第61条第1項違反は、当該業務を行わせた事業者で、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金ですが、同条第2項違反は業務につくことができる者以外の者すなわち無資格者である一人親方や個人事業者で50万円以下の罰金です。

業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

(問2) 建設業の一人親方やその他の個人事業者も免許や技能講習修了資格がないと仕事につけない労働安全衛生法の就業制限業務とはどのようなものでしょうか。

(答2) 労働安全衛生法第61条第1項の就業制限業務は次のとおり労働安全衛生法施行令第20条に規定されています。

(就業制限に係る業務)

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務
- 二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 三 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務
- 四 前号のボイラー又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の溶接(自動溶接機による溶接、管(ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。)の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。)の業務
- 五 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。)又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務
 - イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー
 - ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー
 - ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー
 - ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)
- 六 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨こ線テルハを除く。)の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務
- 八 つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務
- 九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務
- 十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- 十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十三 最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十四 最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十五 作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

労働安全衛生法令関係質疑応答集

Q&A4) 安全管理者選任時講習と衛生推進者講習

(問) 安全管理者選任時講習受講者は、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者に選任できるか。

(答) 安全管理者選任時講習修了者を安全衛生推進者に選任するには、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者講習を受講しなくよいということにはなりません。

ただし、貴社の安全管理者選任時講習修了者が、下欄参考1の安全衛生推進者の選任要件⑥に該当すれば安全衛生推進者講習の受講は不要です。

この衛生の実務に従事した経験がなければ、講習を受けることが必要です。

また、安全管理者選任時講習修了者で理科系統大学・高等専門学校卒業者で、その後2年以上産業安全の実務経験者又は高校・中学校の理科系統学科修了卒業者で、その後4年以上産業安全の実務経験者であれば、下欄参考2のとおり科目の免除が受けられます。

なお、当協会の講習は科目免除のコースはありませんので、安全衛生推進者講習を受講していただくことになります。衛生推進者講習を受講すれば良いことになりません。

おって、安全衛生の実務経験を証明する代わりに安全衛生推進者講習を受講させることが多いです。実務経験があっても労働安全衛生法令等の知識、安全衛生管理の知識を習得させるため、安全衛生推進者講習を受講させることも多いです。

Q&A5) 衛生推進者の代わりに安全衛生推進者選任の可否と選任表示

(問1) 衛生推進者要選任事業場が安全衛生推進者養成講習を受講して衛生推進者の代わりに安全衛生推進者を選任し、氏名表示することは法を上回る措置として認められるか。

(答1) 安全衛生推進者教育の修了者を衛生推進者に選任できるかについては、「講習科目の範囲及び時間」とおり、おおむね安全衛生推進者養成講習は、衛生推進者養成講習内容を含んでいます。

関係法令も安全衛生推進者2時間で、うち1時間が衛生であれば衛生推進者講習の要件を満たしています。

ただし、教育は「安全衛生教育」「労働衛生教育」と異なるなど、微妙な相違がありますが、講習内容自体は「安全衛生教育」「労働衛生教育」とも教育の手法が主内容であり、異なるわけではありません。

また、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」でも、安全衛生推進者の配置については、記載されていません。

しかしながら、安全衛生推進者選任事業場の衛生管理が衛生管理者選任事業場の衛生管理より水準が下がってよいわけではなく、当然、その水準が保たれるべき講習内容であり、テキストも講師もそのように定めらるるものであり、「安全衛生推進者養成講習」受講者が、衛生推進者要選任事業場の衛生推進者として選任されることになんら問題はない。

衛生推進者要選任事業場ではあるが、フォークリフトなどの安全管理も行うため、衛生推進者の代わりに「安全衛生推進者」を選任することも衛生推進者としての資格も能力もあるものが衛生管理とともに安全管理を行うことは、なんら衛生管理者選任事業場の衛生管理水準を低下させるものでもないことから、法を上回る措置として、衛生推進者要選任事業場が衛生推進者の代わりに「安全衛生推進者」を選任することも差し支えない。

(問2) その場合、選任表示はどうなるのか。安全管理体制表で表示しても良いか

労働安全衛生法令関係質疑応答集

<p>(答2) 衛生推進者要選任事業場が、安全衛生推進者養成講習受講者を「衛生推進者」として選任しても、「安全衛生推進者」として選任しても良いわけなので、安全衛生推進者等の周知(安衛則 12 条の 4)は、 「事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。」とされているので、安全衛生推進者がだれか、衛生推進者がだれかを明示すればいいですので、職場の安全管理体制や業務管理体制などの組織表の中で表記し、周知することも可能です。</p>
<p>(問3) 氏名選任周知の方法は、安全衛生管理体制表示でもいいのか、それを電子ファイルで知らしめてもよいか。</p>
<p>(答3) 衛生推進者の周知方法については、安全衛生推進者等の周知(安衛則 12 条の 4 の解釈例規)では現在も、「腕章、特別な帽子」などに留まっています。 一方、特化則第 36 条の 3 第 3 項では、 「事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく 評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。 二 書面を労働者に交付すること。 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。」 として、電子的方法を認めています。 よつて、結論として、「衛生推進者の周知につき、特化則第 38 条の 3 第 3 項の方法が認められるか」行政にご確認されるのがベストと考えます。</p>
<p>「安全推進者の配置等に係るガイドライン」(平成26年3月28日付け基発 0328 第6号) 安全衛生推進者等の配置に係るガイドライン https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0138/9409/201481892834.pdf</p>
<h3>Q&A6) 安全管理者選任時講習と衛生推進者講習</h3>
<p>(問) 安全管理者選任時講習受講者は、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者に選任できるか。</p>
<p>(答) 安全管理者選任時講習修了者を安全衛生推進者に選任するには、衛生推進者講習を受講すれば、安全衛生推進者講習を受講しなくよいということにはなりません。 ただし、貴社の安全管理者選任時講習修了者が、下欄参考1の安全衛生推進者の選任要件⑥に該当すれば安全衛生推進者講習の受講は不要です。衛生の実務に従事した経験がなければ、講習を受けることが必要です。 また、安全管理者選任時講習修了者で理科系統大学・高等専門学校卒業者で、その後2年以上産業安全の実務経験者又は高校・中学校の理科系統学科修了卒業者で、その後4年以上産業安全の実務経験者であれば、下欄参考2のとおり科目の免除が受けられます。</p>

労働安全衛生法令関係質疑応答集

なお、当協会の講習は科目免除のコースはありませんので、安全衛生推進者講習を受講していただくことになります。衛生推進者講習を受講すれば良いことになりません。

おって、安全衛生の実務経験を証明する代わりに安全衛生推進者講習を受講させることが多いです。実務経験はあっても労働安全衛生法令等の知識、安全衛生管理の知識を習得させるため、安全衛生推進者講習を受講させることも多いです。

Q&A7) 経常共同企業体の統括管理について

(問) 経常共同企業体という形態で行われている建設工事で、施工管理のすべてをj経常企業体の代表企業ではなく、構成企業の中の1社だけで行っている場合、建設業法や安衛法上で法律的に問題はないのか。

(4社のJVだが現実には1社の社員しか現場に来ていない。)

(答) 共同企業体とは、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のことであり、土木建築業では、一つの工事を施工する際に複数の企業が共同で工事を受注し施工するための組織(組合契約)のことを言いますので、その事業運営については、各社が出資比率などの協定を結び、共同責任で行うものです。現実の施工管理をどう行うかは、協定、協議で決めるべきものですから、この事業運営について、建設業法や安衛法上の規定はありません。

したがって、設問のように4社のJVだが現実には1社の社員しか現場に来ていないような事業運営を行っていたとしても共同責任を負う4社の合意に基づくことであれば、必要な資格者が足りない、資格者が業務についていない場合を除き、問題にはなりません。

労働安全衛生法(事業者に関する規定の適用)

第5条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければならない。

4 第一項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

労働安全衛生規則第一章 総則

(共同企業体)

第1条 労働安全衛生法第5条第1項の規定による代表者の選定は、出資の割合その他工事施行に当たっての責任の程度を考慮して行なわなければならない。

2 法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る仕事の開始の日の14日前までに、様式第1号による届書を、当該仕事が行われる場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 法第5条第3項の規定による届出をしようとする者は、代表者の変更があつた後、遅滞なく、様式第一号による届書を前項の都道府県労働局長に提出しなければならない。

Q&A8) 経常共同企業体の労災保険について

(問) 複数の異なる企業等が共同で事業を行う共同企業体は、一つの工事を施工する際に複数の企業が共同で工事を受注し施工するための組織を指すが、この共同事業を一つの請負工事に限らず、継続して受注事業を共同して行うために、継続的に入札資格を認められる「経常共同企業体」は、この継続して建設工事の事業を行うについて、労災保険の一括有期事業としての取扱いはできるか。

(答) 共同企業体とは、2 社以上の建設業者がそれぞれ資金、人員、機械などを拠出して、共同計算によって工事を施工する共同施工方式のことをいいます。この場合、労災保険では共同企業体が行う事業全体を1つの事業とし、その代表者を事業主として保険関係を成立させます。

この共同事業を継続して行う建設工事の事業についても、労災保険において一括有期事業として取扱うには、以下の5つの条件に当てはまる場合に、一つの事業として一括して扱います。

- (1) 同一の事業主であること
- (2) それぞれの事業が、建設業であること
- (3) それぞれの事業の概算保険料が、160 万円未満であること
- (4) 請負金額が1億8,000万円(税抜)未満であること
- (5) それぞれの事業の労災保険率が同じであること

(1)の同一の事業主であることは、共同企業体が行う事業全体を1つの事業とし、その代表者を事業主としますので、一括有期事業とするそれぞれの事業の事業主が同一の共同企業体代表者であることが必要とされます。

所轄労働基準監督署に共同企業体代表者(変更)届を提出してください。

様式第1号(第1条関係)

共同企業体代表者(変更)届

事業の種類	※共同企業体の名称	※共同企業体の主たる事務所の所在地及び仕事をを行う場所の地名番号	
		電話 ()	
発注者名		工事請負金額	
工事の概要		工事の開始及び終了予定年月日	
※代表者職氏名	新 旧(変更の場合のみ記入)		※変更の年月日
※変更の理由			
仕事を開始するまでの連絡先			電話 ()

※ 年 月 日

※ 労働局長殿

※共同企業体を構成する事業者職氏名

備考

1 共同企業体代表者届にあつては、表題の(変更)の部分を除き、共同企業体代表者変更届にあつては、※印を付してある項目のみ記入すること。

2 「事業の種類」の欄には、次の区分により記入すること。

水力発電所建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事 橋梁建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄骨造家屋建築工事 その他の建築工事又は設備工事

3 この届は、仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長に提出すること。

Q&A9) 電動丸鋸盤等の回転工具使用時の手袋の使用禁止について

(問) 電動丸鋸盤等の回転工具使用時の手袋の使用禁止について、以前は、いわゆる軍手と呼ばれる手袋の使用が多くみられたが、最近では手のひら部がゴムで手の甲が綿のもので、手にぴったりと合った手袋の着用がほとんどだが、この手にフィットした手袋で怪我をした場合、安衛法違反で処罰の対象となるか。

(答) 労働安全衛生規則第111条は、「事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。」と規定しているが、これは、いわゆる作業用軍手の繊維や布端が回転周速度の速い回転軸の刃物に巻き込まれる事故を防止するための規定である。

「ボール盤、面取り盤等の回転する刃物を有する機械は、工作機械を想起させるが、手持ち型工具も使用方法により軍手により手が巻き込まれる危険があり、これを除外するものではないが、設問の電動丸鋸版は、丸のご盤自体が回転する刃物はあるが、これに手袋が巻き込まれる危険はないため、規

労働安全衛生法令関係質疑応答集

制から外されている。(昭和47年9月16日付け基発第601号の1通達)

「作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのある」場合はとは、手袋の繊維や布端が回転周速度の速い回転軸の刃物に巻き込まれる危険がある場合であり、手にフィットするゴム手袋、ナイロン手袋など手袋の繊維や布端が回転周速度の速い回転軸の刃物に巻き込まれる危険がない場合まで禁止するものではない、ただし、劣化した穴の開いたゴム手袋、ナイロン手袋など巻き込まれる危険があれば禁止される

(手袋の使用禁止)

第百十一条 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

(昭和47年9月16日付け基発第601号の1通達)

「面取り盤等」の「等」には、フライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のこ盤はふくまれないこと。

Q&A10) 釘打ち機、電動ドライバー、電動ドリル等電動工具の起因物の分類と電動工具で手を打ち抜く事故の型の分類について

(問) 電動工具による労働災害が最近多くなっています。当協会会員でも釘打ち機で手を釘で打ち抜く災害が多くなっています。次いで電動ドライバーでビスを手に打ち抜く災害が多くなっています。電動ドリル、電動ハンマーで手を怪我する災害が多くなっています。災害統計を作成して注意喚起と予防対策を要請していますが、この災害統計に当たって、起因物と事故の型の分類で迷っています。

- (1) 釘打ち機、電動ドライバー、電動ドリル、電動ハンマーの電動工具の起因物の分類は、「一般動力機械」でよろしいでしょうか。「その他の起因物」でしょうか。
- (2) はたまた、釘とビスが起因物として「材料」になるのでしょうか。(ただし、電動ドリルは刃先による災害です。)
- (3) 釘やビスで手を打ち抜く災害は、手を打ち抜いているのですが、この事故の型は、「切れ、こすれ」になるのでしょうか
- (4) 釘打ち機のもので釘を打っていた時、釘を連結するワイヤーが鞭のように飛んできて目に刺さった事故は、事故の型「飛来、落下」で、起因物「一般動力機械」になるのでしょうか。

(答) 釘打ち機や電動ドライバーで釘やビスを手に打ち抜く災害の起因物と事故の型の分類については、

- (1) 釘とビスが起因物とであり、起因物の分類は「材料」です。電動ドリルは機械の刃先による災害ですので、機械が手持ちであっても起因物の分類は「一般動力機械」です。
- (2) 釘やビスで手を打ち抜く災害は、手を打ち抜いていても工具取扱い中の物体による切れ、こすれ等に含まれ、この事故の型は「切れ、こすれ」です、。
- (3) 釘打ち機の釘を連結するワイヤー切れて飛んできて負傷した事故は、事故の型「飛来、落下」で、起因物「一般動力機械」になります。

労働安全衛生法令関係質疑応答集

Q&A11) 通勤災害の経路についての質問

(問) 会社に届出されている通勤ルートと異なる事故でも(一本道がずれている程度であれば)労災扱いとなりますか。

(答) 通勤災害について**合理的な経路及び方法**とは、就業に関する移動の場合に、一般に労働就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切りの車庫を経由して通る経路など、通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

しかし、特段の合理的な理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。

次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法を平常用いているかどうかにかかわらず、一般に合理的な方法となります。

したがって、設問の 会社に届出されている通勤ルートと異なる事故でも(一本道がずれている程度であれば)労災扱いとなります。

通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、次に掲げる移動を、

- (1)住居と就業の場所との間の往復
- (2)就業の場所から他の就業の場所への移動
- (3)住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、労災保険法における通勤の経路の要件をまとめると次のようになります。

「合理的な経路及び方法」とは

就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。また、当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切りの車庫を経由して通る経路など、通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。

しかし、特段の合理的な理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法を平常用いているかどうかにかかわらず、一般に合理的な方法となります。

「移動の経路を逸脱し、又は中断した場合」とは

逸脱とは、通勤の途中で就業や通勤と関係ない目的で合理的な経路をそれることをいい、中断とは、通勤の経路上で通勤と関係ない行為を行うことをいいます。

しかし、通勤の途中で経路近くの公衆便所を使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などのささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

通勤の途中で逸脱又は中断があるとその後は原則として通勤とはなりません、これについては法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。なお、厚生労働省令で定める逸脱、中断の例外となる行為は以下のとおりです。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 職業訓練、学校教育法第 1 条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- (3) 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- (4) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

労働安全衛生法令関係質疑応答集

Q&A12) 粉じん作業かどうかを教えてください。

(問) 弊社では、堆肥を製造しており、製造過程で細かい粉が舞い上がることがあります。原料は、下水汚泥や牛ふんで、ホイールローダーを使って切り返しを行います。こうした場合、粉じん障害を防止する措置や配慮が必要でしょうか。堆肥製造業ですが、産業廃棄物処理業でもあります。

(答) 粉じん障害を防止する措置が法律で義務付けられているのは、粉じん障害防止規則別表第1に規定されている粉じん作業を行う事業場です。じん肺法施行規則(粉じん作業)別表(第二条関係)にも動揺の規定がありますが、こちらは健康管理が主で、粉じん障害を防止する措置は粉じん障害防止規則に規定されています。

これらの業務は法定の限定列挙であり、これ以外の粉じんを発生させる業務には、粉じん障害防止規則もじん肺法施行規則の適用はなく、粉じん障害を防止する法的な措置義務はありません。

これらの作業の中で質問のたい肥製造工程でのホイールローダーで下水汚泥や牛ふんの切り返しにより粉じんを発生させる業務は、法定列挙の粉塵作業のうち、

事業別では、鉱物等を掘削する事業、ずい道等の建設の事業でもなく、

加工物の種類別では、岩石、岩石、鉱物、金属、鉱物等、炭素原料、アルミニウムの加工のいずれでもなく、

工程別では、ガラス又はほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程、炭素製品を製造する工程、鋳物を製造する工程、鉱物等を運搬する船舶の船倉内作業、金属その他無機物を製錬、溶融する工程、粉状の鉱物を燃焼する工程、金属その他無機物を製錬、溶融する工程のいずれでもなく、

その他の作業別では、耐火物を用いて窯、炉等を築造、修理、解体、破砕する作業、金属を溶断し、アークを用いてガウジングする作業、金属をアーク溶接する作業、金属を溶射する場所における作業、染土の付着した藎草を庫入れ、庫出し、選別調整、製織する場所における作業のいずれでもなく、

貴事業場には、粉じん障害防止規則もじん肺法施行規則の適用はなく、粉じん障害を防止する法的な措置義務はありません。

(答)2 粉じん障害を防止する配慮を考える場合は、法定外の粉じん作業であっても、発生させる粉じんの遊離けい酸含有率が許容濃度を超える場合は、法定作業に準じて、防塵マスクの着用、堆積粉じんの除去などを行うことが良策です。遊離けい酸含有率の測定は、作業環境測定機関(次の石川県作業環境測定協会)に測定を依頼することができます。

測定機関

石川県予防医学協会 076-269-2344 小間(こま) k-koma@yobouigaku.jp

環境公害研究センター 076-268-5330 森(もり) h-mori@nsknet.or.jp

大和環境分析センター076-277-37 奈良崎(ならさき) narasaki@yamatokankyo.co.jp

下水汚泥の肥料利用について

- 下水の処理過程で発生する下水汚泥は、バイオマスとして高いポテンシャルを保有。
- H27年の下水道法改正により、下水道管理者に対し、下水汚泥の燃料や肥料としての再生利用を努力義務化。

